

「広島市高齢者施策推進プラン（平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度））[素案]」からの主な修正について

ページ	修正前	修正後	修正理由
P9	<p>《注釈》 <u>(追記)</u></p> <p>※1 地域包括ケア研究会報告書等では、・・・ ※2 地域共生社会</p>	<p>※1 広島型・福祉ビジョン</p> <p>「世界に誇れる『まち』広島」の実現を目指し作成した本市の福祉に関するビジョン。本市における少子高齢化と人口減少や家族形態の変化などの状況を踏まえ、「翁・媪」と「童」に着目し、地域福祉を再構築していくこととしています。その中で、社会の持続可能性を高めるため、「翁・媪」（高齢者福祉）に関しては、従来の「公助」による支えはもとより、可能な限り住み慣れた住まい・地域において生活を継続できるよう、健康寿命を延ばしていくための「自助」や近隣との「共助」を厚くしていくことが必要としています。</p> <p>※2 地域包括ケア研究会報告書等では、・・・ ※3 地域共生社会</p>	<p>「広島型・福祉ビジョンの説明が不足している」との市民意見を踏まえ、注釈を加えることとする。</p>

ページ	修正前	修正後	修正理由
P35	《重点施策Ⅳ（在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進）の目標について》		在宅医療の充実に関する目標として、新たに「在宅医療の量的拡充」を加え、「訪問診療の受給状況の対前年度比増」を指標として設定した。

項目	目標	設定の考え方	項目	目標	設定の考え方
自宅等※の在宅で最期を迎える人の割合 ※自宅、老人ホーム、介護老人保健施設	自宅等の在宅で最期を迎える人の割合の対前年比増	<p>○ 地域包括ケアシステムの構築には、医療と介護の両方を必要とする状態になっても、高齢者が希望する場所で、良質かつ切れ目のない療養支援を受けることで、自分らしい人生をおくることが出来るプロセスの構築が必要不可欠である。</p> <p>○ _____</p> <p>○ _____</p> <p>○ _____</p> <p>○ _____</p> <p>○ そのためには、在宅医療の充実と在宅医療・介護の連携を推進し、高齢者・従事者ともに満足度を高めていくことが重要である。</p> <p>○ 結果、高齢者が望む場所での療養、看取りが叶うことで、自宅等の在宅で人生の最期を迎える人の割合を高めていくことが重要である。</p> <p>○ 特に、約 6 割の市民が、住み慣れた自宅（居宅）で人生の最期を迎えることを望んでいるが、実際に自宅で死亡した人（14.8%）の割合との乖離が非常に大きくなっている。</p> <p>○ <u>このため、</u> 「自宅等の在宅で最期を迎える人の割合」を目標として設定し、各施策を推進していくこととする。</p> <p>※ 厚生労働省人口動態調査（平成 28 年）の広島市における実績値：23.8% 内訳：自宅 14.8%、老人ホーム 7.6%、介護老人保健施設 1.4%</p>	在宅医療の量的拡充	訪問診療の受給状況の対前年度比増	<p>○ 地域包括ケアシステムの構築には、医療と介護の両方を必要とする状態になっても、高齢者が希望する場所で、良質かつ切れ目のない療養支援を受けることで、自分らしい人生をおくることが出来るプロセスの構築が必要不可欠である。</p> <p>○ 特に、訪問診療等の在宅医療を利用する患者は、高齢者人口、特に 75 歳以上人口の大幅増に伴い、更に増加することが見込まれるほか、病床の機能分化・連携の本格化に伴い、訪問診療等の必要量が追加的に見込まれるなど、2025 年に向けて、在宅医療へのニーズは大幅に増加することが見込まれる。</p> <p>○ そのため____、在宅医療の充実と在宅医療・介護の連携を推進し、高齢者・従事者ともに満足度を高めていくことが重要である。</p> <p>○ 結果、高齢者が望む場所での療養、看取りが叶うことで、自宅等の在宅で人生の最期を迎える人の割合を高めていくことが重要である。</p> <p>○ 特に、約 6 割の市民が、住み慣れた自宅（居宅）で人生の最期を迎えることを望んでいるが、実際に自宅で死亡した人（14.8%）の割合との乖離が非常に大きくなっている。</p> <p>○ <u>こうしたことから、「在宅医療の量的拡充」と「自宅等の在宅で最期を迎える人の割合」</u>を目標として設定し、各施策を推進していくこととする。</p> <p>※ 厚生労働省人口動態調査（平成 28 年）の広島市における実績値：23.8% 内訳：自宅 14.8%、老人ホーム 7.6%、介護老人保健施設 1.4%</p>
			自宅等※の在宅で最期を迎える人の割合 ※自宅、老人ホーム、介護老人保健施設	自宅等の在宅で最期を迎える人の割合の対前年比増	

ページ	修正前	修正後	修正理由
P78～87	<p>2 介護サービスの量の見込み</p> <p>(1) 居宅サービス</p> <p>(2) 地域密着型サービス</p> <p>(3) 住宅改修</p> <p>(4) 居宅介護支援・介護予防支援</p> <p>○第7期計画期間における介護サービスの量の見込み</p> <p>3 日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの量の見込み及び必要利用定員総数</p> <p>(1) 日常生活圏域ごとの各サービスの量の見込み</p> <p><u>上記に係る表</u></p>	<p>2 介護サービスの量の見込み</p> <p>(1) 居宅サービス</p> <p>(2) 地域密着型サービス</p> <p>(3) 住宅改修</p> <p>(4) 居宅介護支援・介護予防支援</p> <p>○第7期計画期間における介護サービスの量の見込み</p> <p>3 日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの量の見込み及び必要利用定員総数</p> <p>(1) 日常生活圏域ごとの各サービスの量の見込み</p> <p><u>上記に係る表の数値の修正</u></p>	<p>直近のサービス利用実績（平成29年3月～9月）を踏まえた介護サービスの量の見込みを再計算した結果により数値の修正を行った。</p>
P89	<p>4 地域支援事業の量及び費用額の見込み</p> <p>費用額</p> <p><u>上記に係る表</u></p>	<p>4 地域支援事業の量及び費用額の見込み</p> <p>費用額</p> <p><u>上記に係る表の数値の修正</u></p> <p>○ <u>第7期計画期間における介護予防・日常生活支援総合事業の量の見込み</u></p>	<p>直近のサービス利用実績や介護報酬改定等の影響を反映し、保険給付費及び地域支援事業費を再計算した結果により金額の修正を行った。また、介護予防・生活支援サービス事業に係る量の見込みについて追加した。</p>
P90	<p>5 保険給付費及び地域支援事業費の見込み</p> <p>費用額</p> <p><u>上記に係る表</u></p>	<p>5 保険給付費及び地域支援事業費の見込み</p> <p>費用額</p> <p><u>上記に係る表の数値の修正</u></p>	<p>直近のサービス利用実績や介護報酬改定等の影響を反映し、保険給付費等を再計算した結果により金額の修正を行った。</p>
P91、92	<p>6 第1号被保険者の保険料</p> <p>(4) <u>保険料（基準月額）の試算</u></p> <p>表中 保険料（基準月額） 第7期 <u>6,100円</u></p> <p><u>前後</u></p> <p>表中 保険料（基準月額） 差 <u>+250円</u></p> <p><u>前後</u></p>	<p>6 第1号被保険者の保険料</p> <p>(4) <u>保険料（基準月額）</u></p> <p>表中 保険料（基準月額） 第7期 <u>6,170円</u></p> <p>表中 保険料（基準月額） 差 <u>+302円</u></p>	<p>直近のサービス利用実績や介護報酬改定等の影響を反映し、保険給付費等を変更したことと、介護給付費準備基金の取崩額を変更したことに伴い、介護保険料の金額等の修正を行った。</p>

ページ	修正前	修正後	修正理由
	<p>※ 介護給付費準備基金取崩額は<u>29億円</u>としています。</p> <p>本市では、保険財政の安定的な運営を確保しつつ、第7期計画期間の保険料の増加を抑制するため、第6期末の残高見込み39億7,000万円のうち<u>29億円</u>を取り崩すものです。</p> <p>[第6期及び第7期計画期間における保険料比較] <u>上記に係る表</u></p>	<p>※ 介護給付費準備基金取崩額は<u>34億円</u>としています。</p> <p>本市では、保険財政の安定的な運営を確保しつつ、第7期計画期間の保険料の増加を抑制するため、第6期末の残高見込み39億7,000万円のうち<u>34億円</u>を取り崩すものです。</p> <p>[第6期及び第7期計画期間における保険料比較] <u>上記に係る表のうち、第7期計画期間の保険料月額を修正</u></p>	
P93	<p>7 介護保険料の将来推計 第7期 <u>6,100円前後</u> 第9期 <u>8,200円前後</u></p>	<p>7 介護保険料の将来推計 第7期 <u>6,170円</u> 第9期 <u>8,400円程度</u></p>	<p>直近のサービス利用実績や介護報酬改定等の影響を反映して、介護保険料の将来推計を再試算した結果により金額の修正を行った。</p>